# 学校いじめ防止基本方針

西尾市立西尾小学校

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

#### 2 いじめ防止対策組織

生徒指導主任を中心として、運営委員による「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を設置 し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、 組織として対応する。必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

#### 「いじめ防止対策組織」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・錦が丘アンケート(子ども・学校評価)を行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・全職員のいじめに対する取組評価会議を実施し、取り組み状況を改善していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を 図る。
- ・対策委員会や職員会等で、日頃から気になる児童について情報共有に努め、指導方針や 指導方法等の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや教育相談の結果の集約や分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止 対策に努める。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・PTA総会や校区コミュニティ等の会合で、いじめに対する学校の取り組みを伝え、理解と協力を求める。
- ・随時、学校だよりやブログ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

#### エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実 の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を 行う。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし互いに認め合い共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、 命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

また、道徳授業公開を実施し、学校の取り組みに対する保護者や地域関係者の理解を深め、道徳授業の内容を家庭や地域の話題として提供する。

- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、 ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 「西尾市の学校総点検の日」には、児童一人一人のより的確な現状把握に努め、いじめ問題に対する意識の高揚を図る。
- カ 各種団体、ボランティアによるいじめ未然防止に関わる行事を実施する。

### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 児童生徒の様子を観察したり、会話や日記等の内容を把握したりする中で、気になる行動 について、学年会や職員会、対策委員会等で情報交換をする。
- イ 生活アンケート (年3回) や教育相談(個別懇談)を定期的に実施 (年2回) し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等に ついて相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- オ 保護者や地域からの情報に耳を傾け、真摯に対応する。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を中心に組織 的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童 相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集 団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行 う。

#### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

#### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル (PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるよう、 努める。
- (2) 学期ごとに、いじめに関する教職員による取組評価と、保護者・教職員への「錦が丘アンケート」を年に1回実施(12月)し、いじめ・不登校・問題行動対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

# 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質 向上に努める。
- (2)「学校いじめ基本方針」は、プリントの配付等で保護者へ周知する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。